

教職員の権利を守る労働組合

全教栃木 教育新聞

教え子を再び、戦場に送らな

↓↓ ひとりで悩まないで、困ったときは組合へ! ↓↓

http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

速報 県教育委最終交渉

— 要求に対する回答 —

■ 教職員評価について

全教栃木 教職員評価については、「CEART 勧告」を尊重し、廃止も視野に入れた協議を組合と行うこと。

県教委 教職員評価制度は人材育成と能力開発に重点をおいたものである。(柳田 義務教育課長)

全教栃木 昇給への反映による生涯賃金引き下げを行わないこと。

県教委 生涯賃金は、勤務年数、評価結果、人事委員会勧告等によって変動するため、生涯賃金に対する評価結果の昇給反映の影響については一概にはいえない。(柳田 義務教育課長)

全教栃木 教職員評価によって現場を混乱させないこと。

県教委 今後とも、教職員の評価に関する調査研究検討委員会で現職の校長等の意見を踏まえつつ、国や他県の動向も注視しながら、研究を継続していききたい。(柳田 義務教育課長)

■ 臨時、非常勤教員の待遇改善について

全教栃木 常勤の臨時教員の職名を教諭・養護教諭とすること。

県教委 学校教育法では、教諭と講師について、その職務内容をきちんと明記していることから、常勤講師の職名を教諭にすることはできないと考えている。(柳田 義務教育課長)

全教栃木 給与も2級を適用して正規採用教員と同額の賃金を支給すること。

県教委 給与の2級適用については、常勤の臨時教員の給与については、上限額が再任用者の給与月額と同等であることから、2級の適用は困難であることを理解いただきたい。(辻 教育次長)

全教栃木 公立学校共済組合にも加入させること。

県教委 こちらについては、地方公務員法、共済組合法および同施行令によって定められている。来年4月施行予定の地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員、すなわち臨時的任用職員については、任用の日から、一定の要件を満たす会計年度任用職員については、任用後13月目の初日から共済に加入することになるかと思う。(伊澤 学校安全課長)

全教栃木 3月31日も任用を継続すること。

県教委 3月31日の任用の継続については現在検討を進めている。(中村 高校教育課長)

■ 長時間過密労働をなくすために

全教栃木 週38時間45分労働を厳守し、労基法や給特法に違反する長時間過密労働を解消すること。文科事務次官「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」を早急に具体化すること。やむを得ず長時間労働になった場合も、「通知」どおりに「月45時間、年360時間」以内とすること。

県教委 勤務時間管理の徹底や学校および教師が担う業務の明確化・適正化等について、教職員の勤務実態等を把握・検証しながら、相互に施策の立案等に向け、適切に対応したいと考えている。(中村 高校教育課長)

全教栃木 中体連の春季大会を廃止し、地区の総合体育大会も6月中に実施すること。中体連、高体連及び各競技団体に、大会精査を求めること。役員になっている教職員にこのことを強く指導すること。

県教委 県の方針では、週末等に開催されるさまざまな大会や試合について、学校の設置者が全体像を把握し、大会等の統廃合等を主催者に要請することや、校長は生徒に対する教育上の意義や顧問の負担を考慮して、参加する大会等を精査することとしている。今後は、中体連の秋季大会の実施や総体の地区大会の開催時期も含めて、中体連や高体連に連携を図り検討していく。(高橋 スポーツ振興課長)

全教栃木 長期休業中の週休日に部活動を行わせないこと。高等学校での部活動の合宿練習を行わせないこと。

県教委 部活動の適切な休養日の設定については、県が作成した方針に基づき、学期中に準じた扱いとすることとなっている。部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けることをしていきたいと考えている。高等学校においては、中学生以上に心身が発達していることを踏まえ、多様な形で適切に実施することとしているが、過度な負担とならないように配慮していく。(高橋 スポーツ振興課長)

■ 教育環境の充実について

全教栃木 定員割れした場合は再募集を行うこと。

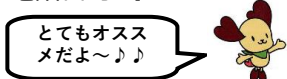
県教委 県立高等学校入学者選抜は、全日制課程では特色選抜の合格の内定後に一般選抜が行われている。また、全日制課程の(一般入試)の合格者の発表後には、定時制課程への出願ができることになっている。さらに、定時制課

組合加入等届

令和 年 月 日

- 私は、貴組合に加入したいと考えています。
- 私は、まずは、貴組合の話を聞いてみたいです。

職場名 () 立 () 学校) 氏名 (フリガナ) () 男・女 ()
 住所 (〒) ()
 電話番号 () メールアドレス ()



- 全教共済(総合・医療・生命・傷害・教職員賠償等)の加入を検討したい
- 全教自動車保険の見積もりをとりたい

点線で切り取って、組合員にお渡しするか、このまま FAX か郵送、メールでも加入できます♪
 困りごとの相談もいつでも「ど・ら・ぞ」♪

教職員の権利を守る労働組合

全教栃木 教育新聞

戦場を再び教え子を送らな

↓↓ ひとりで悩まないで、困ったときは組合へ! ↓↓

http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

全教栃木
県 教 委

程の合格の発表後に通信制課程への出願ができることとなっている。(中村 高校教育課長)
特色選抜は廃止を含めて再検討を行うこと。

全教栃木

これまでの実施状況を検討・検証した上で、よりよい制度となるように引き続き検討していきたい。(中村 高校教育課長)

県 教 委

特別支援学校の教育条件をさらに充実させ、特別教室を確保すること。特別支援学校の設置基準の策定や特別支援学級の定員を6名とするよう国に求めること。

全教栃木
県 教 委

特別支援学校の教育の充実に向けさまざまな施策を実施するとともに、学校の要望を踏まえながら、施設・設備の充実に努めていきたい。今後も、特別支援学級の学級編成の標準の引き下げを国に要望していく。(松本 特別支援教育室長)

全教栃木

学校の放射線線量計測を継続すること。

県 教 委

除染については、安全な教育環境を確保するため、県立学校3校で校庭の表土除去等を実施した。現在でも必要に応じ、空間放射線量のモニタリングを行っており、国の基準を下回っていることが確認されている。(齋藤 施設課長)

■ 労働環境について

全教栃木

児童生徒が主体的に放射線から健康および生命を守る学習を推進すること。児童生徒に関わる放射線問題について、県教委内に対策を検討、決定できる組織を設けること。

県 教 委

放射線教育については、本教育委員会で作成した「放射線の影響に関するQ&A」と国からの資料「放射線副読本」を活用し、市町教育委員会とも連携して取り組んでいきたい。(中村 高校教育課長)

全教栃木

すべての学校で実効ある労働安全衛生体制を構築すること。特に衛生委員会等労使で審議することを促すこと。市町教委に対しても今まで以上に強く働きかけること。

県 教 委

すべての県立学校において、労働組合の実体に基づく所属職員を構成員に含めた安全衛生委員会を設置しているところである。今後も、安全衛生委員会の活性化等について各学校に働きかけを続けていく。(伊澤 学校安全課長)

全教栃木

医師の「面接指導」について、教職員に周知すること。

県 教 委

労働安全衛生法等の改正に合わせ、強化を図り、行うよう周知したところである。市町立の小中学校における安全衛生管理体制の整備

全教栃木
県 教 委

については、学校設置者である市町教育委員会を責任者として行えるよう、さまざまな機会を捉えて、市町教育委員会を支援していきたい。(伊澤 学校安全課長)

あらゆるハラスメントを根絶すること。

県立学校については、通知文を出すなど、ハラスメント等の防止を含む服務規律の徹底の周知に努めているところである。今後も、さらなる周知の徹底を図っていく。平成29年4月に本県教職員の不祥事の撲滅を目指して、分析と対応を各市町教育委員会および県立学校長に送付し、各学校において主体的に取り組むよう指示したところである。その中で、ハラスメントに関する認識の共有、これを視点として掲げるとともに、教職員間のハラスメントについての具体的な取り組みへも言及したところである。(桜井 総務課長)

■ 教育関連の任意団体について

全教栃木

PTA や同窓会などの任意団体について、加入は自由意志に基づくことを、保護者・生徒・教職員に周知徹底すること。

県 教 委

PTAなどの入会や活動は学校単位で行っている。PTAの入会に際しては、配慮すべき点や活動内容、任意加入であることなど、各学校のPTAが十分に説明を行うよう、県P連、県高P連を通して、周知を図っているところである。(野原 生涯学習課長)

全教栃木

学校が任意団体に対して、個人情報である保護者・教職員・生徒氏名を無断で提供させないこと。教職員が組織する研究団体に対しても同様の対応を行うこと。

県 教 委

学校が保有する個人情報、各自自治体の条例等に基づいて適切に扱うこととしている。教職員が組織する研究団体についても、任意団体であることから、同様の考え方となると考える。(池田 教育次長)

2019年11月11日 県庁研修館 13:30~14:30

出席：糸川・関・室井・篠原・近藤・小久保・菊池

読者アンケート

■ 今回の内容はいかがでしたか？

- 役に立った 興味深かった 役に立たなかった

■ 新聞で取り上げてほしいことは？

- 働き方や勤務条件 教職員評価 教育予算 教職員人事 教職員組合
 教育内容や教育課程 授業実践 教育相談 特別支援教育 憲法と教育
 教育政策 その他 ()

■ 組合で開催してほしい学習会のテーマは？

- 働き方改革 教採対策 子どもの安全管理 子どもや保護者とのトラブル対応
 いじめ問題 授業力向上 児童・生徒指導 その他 ()



□ にチェックしてね♪
ご協力ありがとうございます♪